

埋蔵文化財重機掘削業務委託 見積要項

1 委託業務名

埋蔵文化財重機掘削業務委託

2 業務内容

別添仕様書のとおり

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
 - オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
 - ク 千葉市入札参加資格者名簿に登載されていない者
 - ケ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を受けている者
 - コ 前各号のほか必要と認めて定める者
- (2) 平成30・31年度千葉市委託入札参加資格者名簿に業種が（大分類）「その他委託」、中分類「埋蔵文化財業務」で登録されており、地区区分が「市内」及び「準市内」業者であること。
- (3) 過去5年以内に1契約以上の同種業務の実績がある者（見積書に契約書及び仕様書の写しを添付すること）

5 見積書の提出

- (1) 見積書提出期限
令和2年3月30日（月）17時00分
郵送により提出する場合は、上記見積書提出期限必着とする。
- (2) 提出場所
千葉市教育委員会文化財課（千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー11階）

(3) 提出書類

ア 見積書

各作業単価と予定数量を乗じた金額の合計（消費税および地方消費税を除いた金額）を記載すること。なお、見積書の様式は任意とする。

イ 上記「4（3）」の契約実績を証する書類

契約書及び仕様書の写し。なお、契約書の写しについては、契約件名、契約金額、発注者及び受託者を確認できるページのみで構わない。

6 仕様書等に関する質問

(1) 質問期限

令和2年3月26日（木）15時00分まで

(2) 質問方法

以下のアドレスへの電子メールによる。なお、質問は電子メール本文に箇条書きで構わない。

送付先：bunkazai.EDL@city.chiba.lg.jp

(3) 回答方法

ホームページに掲載する。

7 受注者の決定方法

全ての見積単価が予定価格以下であり、かつ予定数量を乗じた総額が最も低い見積書を提出した者を受注者とする。